

- c. 地方議会の地方立法機関及び地方政府の州法務局が共同承認し得る条例案への緊急性が確認できるその他の特定の状況の克服、及び
- d. 削除する。
- e. 地方立法計画決定後の上位法令の委任

問 242

州条例における役職名の記載はどのようなものか？

答:

規範内での役職名は頭文字を大文字にして記載する¹⁵³。

例:

1. bupati (日本語訳注：原文ママ。) (県知事)
2. walikota (日本語訳注：原文ママ。) (市長)
3. Camat (郡長)
4. Kepala Desa (村長)
5. Ketua DPRD (地方議会議長)

問 243

「antara lain」又は「namun tidak terbatas pada」のフレーズは、条又は項の規範の中で使用することができるか？

答:

「antara lain (とりわけ)」又は「namun tidak terbatas pada (が...に限定されない)」のフレーズは、条又は項の規範の中で使用することはできない。

問 244

規範の中でのルピアの金額の記載はどのようにすればよいか？

答:

¹⁵³ インドネシア、「法令の制定に関する法律」付属書類 II 2 4 3 号 g

所得、給与、報酬、財政権、手当、インセンティブ、ディスインセンティブ及びその他の報酬のルピアでの金額に関する法的確実性を提供するために、表形式で金額を記載している場合を除き、括弧書きの文字表記をしなければならない。

例：Rp.10,000,000.000（一千万ルピア）

問 245

地方、機関(lembaga/badan)、組織又は文書の名称の大文字の使用はどのようになっているか？

答:

地方、機関(lembaga/badan)、組織、又は文書の名称には各語の初めの文字として大文字を利用する。

この規定は、di、ke、dari、dan、yang、untuk のような機能語を除き、地方、機関(lembaga/badan)、組織又は文書の名称を完全な繰り返しで使用する場合にも有効である。

例:

Sulawesi Selatan（南スラウェシ）

DPRD（地方議会）

Badan Pengelolaan Keuangan Daerah（地方財政管理庁）

Ikatan Perancang Peraturan Perundang-Undangan Indonesia（インドネシア法令ドラフター協会）

Rencana Pembangunan Jangka Menengah Daerah（地方中期開発計画）

問 246

地方語は、条例又は地方首長規則作成において使用することができるか？

答:

「国旗、国語、国章、及び国歌に関する 2009 年法律第 24 号」第 26 条の規定に基づき下記の通り定められている:

法令の中でインドネシア語の使用が義務付けられる。条例及び地方首長規則は法令である又は法令に含まれるため、地方語を用いて規定を記載することはできない。ただし、定義の範囲の中でその意味を注釈する特定の用語の場合はこの限りではない。

例:

Nagari（ナガリ）とは、系譜及び歴史的な慣習法社会の単位であり、特定の領域境界を有し、独自の資産を有し、協議により指導者を選出する権限を有し、慣習哲学、バサンディ・シャラー・シャラ・バサンディ・キタブラに基づき、及び/又は西スマトラ州地域内の現地の出自及び慣習に基づき、現地の住民の利害を規制及び管理する。

Lembang(レンバン)とは、住民のイニシアチブ、出自の権利、及び/又はインドネシア共和国統一国家の行政制度の中で認められ尊重される伝統的な権利に基づき行政、現地住民の利害を規制及び管理するための権限を有する、地域の境界を有する法社会単位のことである¹⁵⁴。

問 247

州条例の規範作成で用いられる地方語の用語の記載方法はどのようにすればよいか？

答:

州条例の規範の作成の際の地方語を用いた用語の記載は、定義の範囲をまず示さなければならず、イタリック表記はしない¹⁵⁵。

例:

第 4 条

Lembang(レンバン)は、レンバン所有事業体（BUM）設立に関するレンバン規則に基づき、レンバン所有事業体を設立可能である。

II. 単語又は用語の選択

問 248

規範内の単語の作成規定はどのようなものか？

答:

¹⁵⁴ タナトラジャ県知事、「タナトラジャ県におけるレンバン所有事業体の設立、経営、管理及び解散指針に関する 2017 年タナトラジャ県知事令第 13 号」第 1 条 1 号

¹⁵⁵ 教育文化省、「インドネシア語綴り総合指針に関する 2015 年教育文化大臣令第 50 号」、公報 2015 年第 1788 号付属書類

規範の最初に接辞や接続語を用いない。規範の中で用いる予定の単語が法の理解又はニーズに基づき住民にすでに理解がされている場合には接辞は必要ない。

接辞を使用可能な語の例:

- a. Perkebunan (プランテーション)
- b. Perseroan (会社)
- c. Kependudukan (住民)
- d. Perumahan (住宅)
- e. penerbangan (航空)
- f. peraturan perundang-undangan (法令)、及び
- g. perpustakaan. (図書)

問 249

詳細を記載する場合に適したフレーズは terdiri dari かそれとも terdiri atas か? (日本語訳注: いずれも「構成される」を示す)

答:

条例の詳細記載に適しているのは, terdiri atas である。インドネシア語綴り総合指針で使われているフレーズは, terdiri atas である。terdiri atas のフレーズは、意味を表す際のひとつのまとまりとして 2 語以上の熟語を表す時に使用する。そのためいずれかを落としてしまうことなく、完全な形で記載しなければならない。

例:

第 32 条

Kelembagaan Badan Permusyawaratan Desa terdiri atas:(村協議会の組織は下記から構成される:)

- a. pimpinan; dan (議長団、及び)
- b. bidang. (部)

問 250

paling lama (最長) と paling lambat (遅くとも) のフレーズの使い分けはどのようなものか?

答:

a. paling lama（最長）は、時間単位の最大の期間を表明するときに使われる¹⁵⁶。

例:

第...条

本条例の施行規則は、本条例公布から最長 1 年以内に決定しなければならない。

b. paling lambat（遅くとも）のフレーズは、期限を表明する場合に使う¹⁵⁷。

例:

地方首長及び地方議会（DPRD）は、遅くとも毎年の予算年度開始 1 ヶ月前までに条例案の共同承認を行う義務を負う¹⁵⁸。

問 251

規範を作成する際の「jika」と「apabila」の語、「dalam hal」と「pada saat」のフレーズはどのように使えばよいか？

答:

1. jika（もし、...の場合）の語は、因果関係（原因と結果のパターン）を表す時に使う¹⁵⁹。

例:

地方議会（DPRD）の各会議は、定足数を満たした場合に決議をすることが可能である¹⁶⁰。

2. apabila（...の場合）の語は、時間を含む因果関係を表す時に使う¹⁶¹。

例:

¹⁵⁶ インドネシア、「法令の制定に関する法律」付属書類 II256 号 a

¹⁵⁷ 同書付属書類 II256 号 b

¹⁵⁸ インドネシア、「地方財政管理に関する 2019 年政令第 12 号」、官報 2019 年第 42 号、官報補遺 6322 号第 106 条 (1) 項

¹⁵⁹ インドネシア、「法令の制定に関する法律」付属書類 II260 号 a

¹⁶⁰ インドネシア、「州、県、及び市地方議会服務規則作成指針に関する政令第 96 条 (1) 項

¹⁶¹ インドネシア、「法令の制定に関する法律」付属書類 II260 号 b

2 つの州地域の海域が 24 マイル未満の場合、海洋資源管理の権限は、当該 2 州の領域の中間線の原則に基づき同じ距離に分ける又は測定する¹⁶²。

3. dalam hal のフレーズは、可能性、起こりうる又は起こり得ない状態や状況を表す時に使う（仮定と結果のパターン）¹⁶³。

例:

（1）項に規定の州条例案が共同承認を受けてから最長 30 日以内に州知事が署名をしない場合、当該条例案は合法的に州条例となり、公布が義務付けられる¹⁶⁴。

4. pada saat（の時点において）のフレーズは、将来確実に起こる状態を表す時に使う¹⁶⁵。

例:

本条例施行時点において、地域における住民及び/又は投資家向けのインセンティブ及び/又は便宜供与に関連する全ての法令は、本条例の規定に反しない限り、引き続き有効である¹⁶⁶。

問 252

規範を作成する際に「paling rendah（最低）」と「paling tinggi（最高）」のフレーズはどのように使えばいいか？

答:

paling rendah（最低）と paling tinggi（最高）のフレーズは、規範内で金銭以外の数を示す場合に使われる¹⁶⁷。

例:

初回の登録時点において、最低 35 歳以上、最高 55 歳までの年齢である¹⁶⁸。

¹⁶² インドネシア、「地方政府に関する法律」第 27 条(4)項

¹⁶³ インドネシア、「法令の制定に関する法律」付属書類 II260 号 c

¹⁶⁴ インドネシア、「法令の制定に関する法律」第 79 条(2)項

¹⁶⁵ インドネシア、「法令の制定に関する法律」付属書類 II261 号

¹⁶⁶ 南スラウェシ州、投資インセンティブ及び/又は便宜の供与に関する南スラウェシ条例、2021 年南スラウェシ条例第 3 号、地方公報 2021 年第 3 号第 24 条

¹⁶⁷ インドネシア、「法令の制定に関する法律」付属書類 II256 号 d

¹⁶⁸ インドネシア、「公営企業に関する 2017 年政令第 54 号」官報 2017 年第 05 号、官報補遺第 6173 号第 57 条

問 253

最低限充足しなければならない基準又は要件を表すための単語の使用はどのようにすればよいか？

答:

最低限充足しなければならない基準又は要件を表すためには「Minimal（少なくとも）」を用いる。

問 254

Mutatis Mutandis（準用する）という用語はどのような意味か？

答:

Mutatis mutandis（準用する）とは、基本的に同様の事項が適用されるが、必要な場合に変更が可能な旨を表明した事項の規制に対して使われる技術である。

Mutatis mutandis とは、変更する又は変更の意味のラテン語の *mutare* に由来している。*mutatis* の語と *mutandis* の語は、*mutare* の語の分詞である。*mutatis* の語は、「変更済み」の意味の過去完了分詞であり、*mutandis* の語は「変更予定」の意味の未来完了分詞である。*mutatis mutandis* の用語は「実施すべき改正を考慮又は認める」の意味 (*taking into consideration or allowing for the changes that must be made*) であり *mutatis mutandis* の適用は、ある事項に有効なものが、その後定められる事項に対しても、必要な変更をもって実施が可能ということである¹⁶⁹。

別の注釈には、*mutatis mutandis* は *necessary changes having made*（必要な変更がすでになされた）又は *with necessary changes in point of details, meaning that matters or things are generally the same, but to be altered when necessary*（詳細に関して必要な変更により、基本的に述べている事項は同じだが必要な場合に変更という意味）となっている。

Mutatis mutandis は法令作成技術の中で使われている。準用技術は、ある事項について以降の条で再び規範が必要となった場合、それ以前の条で詳細に述べられた規範の繰

¹⁶⁹ David Mogck, Brian, *Writing 6To Reason: A Companion for Philosophy Students and Instructors* (2008)

り返し又は作成が起きないようにすることを意図したものである。これにより、法規範構造がよりシンプルになり、それ以降の条で必要なものについてすでに存在する条項の繰り返しがおきないようにできるのである。

例:

第 32 条から第 38 条に規定の州条例作成計画に関する規定は、県/市条例作成計画にも準用される¹⁷⁰。

III. 準拠の技術

問 255

当該条又は項以降に配置された条又は項への準拠は可能か？

答:

当該条又は項以降に配置された条又は項に対して準拠はできない。

これは当該条又は項以降に配置された条又は項への準拠を避けることを示した「2011 年法律第 12 号」付属書類 II279 号に基づいている。

問 256

箇条書きの規範が記載された条の規定の準拠の記載例はどのようなものか？

答:

例:

第 5 条 (1) 項 a に規定の...

第 5 条 (1) 項 a の 1 号に規定の...

第 5 条 (1) 項 a の 1 号 a) に規定の...

第 5 条 (1) 項 a の 1 号 a) の 1) に規定の...

(1) 項 b 及び c に規定の禁止事項は住民が運営する教育機関の教育者及び教育スタッフにも有効である¹⁷¹。

¹⁷⁰ インドネシア、「法令の制定に関する法律」第 40 号

¹⁷¹ 南スラウェシ州、「教育実施に関する 2016 年南スラウェシ州条例第 2 号」地方官報 2016 年 2 号、地方官報補遺第 287 号第 53 条 (2) 項

第 285 条（2）項 a に規定の特別自治金は、特別自治法の規定に基づく特別自治を有する地方に配分される¹⁷²。

問 257

法令文書の書式はどのようなになっているか？

答:

法令文書は、段落間 1 行、余白は上が 8 cm、下が 2.5cm、左右 2.5cm とする。

¹⁷² インドネシア、「地方政府に関する法律」第 294 条（1）項

出典

規則

1. Undang-Undang Nomor 12 Tahun 2011 tentang Pembentukan Peraturan Perundang-undangan (法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号)
2. Undang-Undang Nomor 23 Tahun 2014 tentang Pemerintahan Daerah (地方政府に関する 2014 年法律第 23 号)
3. Undang-Undang Nomor 11 Tahun 2020 tentang Cipta Kerja (雇用創出に関する 2020 年法律第 11 号)
4. Peraturan Presiden Nomor 87 Tahun 2014 tentang Peraturan Pelaksanaan Undang-Undang Nomor 12 Tahun 2011 tentang Pembentukan Peraturan Perundang-undangan (法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の施行規則に関する 2014 年大統領令第 87 号)
5. Undang-Undang Nomor 13 Tahun 2022 tentang Perubahan Kedua Atas Undang-Undang Nomor 12 Tahun 2011 tentang Pembentukan Peraturan Perundang-undangan (法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の 2 度目の改正に関する 2022 年法律第 13 号)
6. Peraturan Menteri Dalam Negeri Nomor 80 Tahun 2015 tentang Pembentukan Produk Hukum Daerah (地方の法令の制定に関する 2015 年内務大臣令第 80 号)
7. Peraturan Pemerintah Nomor 12 Tahun 2018 tentang Pedoman Penyusunan Tata Tertib Dewan Perwakilan Rakyat Daerah Provinsi, Kabupaten, dan Kota (州、県及び市の地方議会服務規則作成指針に関する 2018 年政令第 12 号)
8. Peraturan Menteri Hukum dan Hak Asasi Manusia Nomor 22 Tahun 2018 tentang Pengharmonisasian Rancangan Peraturan Perundangundangan yang dibentuk di Daerah oleh Perancang Peraturan Perundang-undangan (法令ドラフターによる地方で制定される法令案の調和に関する 2018 年法務人権大臣令第 22 号)
9. Surat Edaran Menteri Hukum dan Hak Asasi Manusia Nomor M.HH-01.PP.04.2 Tahun 2019 tentang Tata Cara dan Prosedur Pengharmonisasian, Pembulatan, dan pematapan konsepsi Rancangan Peraturan Daerah (条例案のコンセプトの調和、一体化及び定着化の手順及び手続きに関する 2019 年法務人権大臣通達 No M.HH-01.PP.04.2 Tahun 2019)
10. Peraturan Pemerintah Nomor 12 Tahun 2018 tentang Pedoman Penyusunan Tata Tertib Dewan Perwakilan Rakyat Daerah Provinsi, Kabupaten, dan Kota (州、

県及び市の地方議会服務規則作成指針に関する 2018 年政令第 12 号) (日本語訳注、原文ママ。7 と同一)

11. Peraturan Mahkamah Agung Nomor 1 Tahun 2011 tentang Hak uji Materiil (実体審査権に関する 2011 年最高裁判所規則第 1 号)
12. Undang-Undang Nomor 3 Tahun 2009 tentang Perubahan Kedua atas Undang-Undang Nomor 14 Tahun 1985 tentang Mahkamah Agung (最高裁判所に関する 1985 年法律第 14 号の 2 度目の改正に関する 2009 年法律第 3 号)
13. Peraturan Daerah Kabupaten Paser Nomor 6 Tahun 2016 tentang Perlindungan Perempuan Terhadap Kekerasan (暴力からの女性の保護に関する 2016 年パセル県条例第 6 号)
14. Peraturan Daerah Kota Madiun Nomor 6 Tahun 2017 tentang Pedoman Pembentukan Produk Hukum Daerah (地方の法令の制定指針に関する 2017 年マディウン市条例第 6 号)
15. Peraturan Daerah Kota Balikpapan Nomor 10 Tahun 2017 tentang Penyelenggaraan Ketertiban Umum (公共秩序の実施に関する 2017 年バリクパパン市条例第 10 号)
16. Peraturan Walikota Parepare Nomor 6 Tahun 2020 tentang Kedudukan, Susunan Organisasi, Tugas dan Fungsi Serta Tata Kerja Inspektorat Daerah Kota Parepare (パレパレ市監察局の地位、組織構成、任務、機能及び業務手順に関する 2020 年パレパレ市長令第 6 号)
17. Peraturan Daerah Kota Balikpapan Nomor 3 Tahun 2016 tentang Bangunan Gedung (ビル構造物に関する 2016 年バリクパパン市条例第 3 号)
18. Peraturan Daerah Kota Balikpapan Nomor 5 Tahun 2013 tentang Penyediaan dan Penyerahan Prasarana, Sarana dan Utilitas pada Kawasan Perumahan(住宅地のインフラ設備及びユーティリティーの供給及び引き渡しに関する 2013 年バリクパパン市条例第 5 号)
19. Peraturan Daerah Kota Balikpapan Nomor 1 Tahun 2018 tentang Penyelenggaraan Ketenagakerjaan (労働分野の実施に関する 2018 年バリクパパン市条例第 1 号)
20. Peraturan Daerah Kabupaten Wonogiri Nomor 2 Tahun 2020 tentang Rencana Tata Ruang Wilayah Kabupaten Wonogiri Tahun 2020 – 2040, disertai dengan perbaikan rumusan (2020 – 2040 年ウォノギリ県地域空間整備計画に関する 2020 年ウォノギリ県条例第 2 号、構成を修正)

21. Peraturan Daerah Provinsi Kalimantan Timur Nomor 2 Tahun 2021 tentang Rencana Zonasi Wilayah Pesisir dan Pulau-Pulau Kecil Provinsi Kalimantan Timur Tahun 2021-2041 (2021–2041 年東カリマンタン州沿岸地域及び小島区画計画に関する 2021 年東カリマンタン州条例第 2 号)
22. Peraturan Bupati Tana Toraja Nomor 13 Tahun 2017 tentang Pedoman Pendirian, Pengurusan, Pengelolaan, dan Pembubaran Badan Usaha Milik Lembang di Kabupaten Tana Toraja (タナトラジャ県におけるレンバン所有事業体の設立、経営、管理及び解散指針に関する 2017 年タナトラジャ県知事令第 13 号)
23. Peraturan Menteri Pendidikan dan Kebudayaan Nomor 50 Tahun 2015 tentang Pedoman Umum Ejaan Bahasa Indonesia. (インドネシア語綴り総合指針に関する 2015 年教育文化大臣令第 50 号)
24. Peraturan Pemerintah Nomor 12 Tahun 2019 tentang Pengelolaan Keuangan Daerah (地方財政管理に関する 2019 年政令第 12 号)
25. Peraturan Daerah Sulawesi Selatan Nomor 3 Tahun 2021 tentang Pemberian Insentif dan/atau Pemberian Kemudahan Investasi (インセンティブ及び/又は投資便宜供与に関する 2021 年南スラウェシ条例第 3 号)
26. Peraturan Pemerintah Nomor 54 Tahun 2017 tentang Badan Usaha Milik Daerah (公営企業に関する 2017 年政令第 54 号)
27. Peraturan Daerah Provinsi Sulawesi Selatan Nomor 2 Tahun 2016 tentang Penyelenggaraan Pendidikan (教育の実施に関する 2016 年南スラウェシ州条例第 2 号)

文献

Asshiddiqie, Jimly, *Pokok-Pokok Hukum Tata Negara Indonesia Pasca Reformasi* (「改革後のインドネシアの行政法のポイント」) (Jakarta, Bhuana Ilmu Populer, 2007)

David Mogck, Brian, *Writing To Reason: A Companion for Philosophy Students and Instructors* (2008)

Mertokusumo, Sudikno, *Penemuan Hukum Sebuah Pengantar* (「導入としての法的発見」) (Jakarta, Liberty, 2009)

Sudarto, *Hukum Pidana 1* (刑法 1) (Semarang, Yayasan Sudarto, 2018)

